

竹原市人権センターだより

発行：竹原市人権センター 2025年度(令和7年度)(NO.1) 6月発行

竹原市中央五丁目5番17号 TEL0846-22-7736 FAX0846-22-7748

竹原市人権センターは、福祉の向上及び人権啓発の市民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための事業を総合的に行い、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現をめざしています。
○人権啓発の促進 ○地域福祉の向上 ○市民の交流促進 ○相談業務

6月23日(月)～29日(日)男女共同参画週間

《 2025キャッチフレーズ 》

「 誰でも、どこでも、自分らしく 」

1999年(平成11年)6月23日、男女共同参画社会基本法が制定されたことから、毎年6月23日から29日を男女共同参画週間と定められています。男女がお互いの人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、その実現を21世紀における最重要課題に位置付けています。SDGs(持続可能な開発目標)の17のゴールの一つにもなっています。(目標5：ジェンダー平等)

「ジェンダー平等」とは、性別による差別のない状態で、単に男女間の平等だけでなく、LGBTなどの様々なセクシュアルマイノリティの人々も含めての平等を課題としています。

男女平等の指標として、毎年公表されているジェンダーギャップ指数で、日本は、2024年(令和6年)世界146か国中118位と低位な状態です。G7(主要先進7か国)の中でも最下位です。特に大きな課題は、国・地方議会の女性議員が少ないこと、官・民の組織に女性役員・管理職が少ないこと。男女の賃金格差があること、女性の正規雇用者が少ないこと等が課題となっています。これらの課題を克服するためには、家事・育児・介護などを主として女性が担うのではなく、男女で分担し、女性が社会進出しやすい環境を整えることが重要です。皆さんの家庭ではどうでしょうか。

竹原市では、2022年3月に「第3次たけはら21男女共同参画プラン」を策定し、取り組みを進めています。

「男らしく、女らしく」ではなく、「誰でも、どこでも、自分らしく」性別にとらわれず、個々の意欲に応じて、あらゆる分野で活躍し豊かな人生が送れるように考えていきましょう。



竹原市人権センターの講座等の紹介

男女共同参画週間

パネル展開催

☆日時 2025年(令和7年)
6月19日(木)～27日(金)
8時30分～17時15分

☆場所 竹原市役所1階ロビー

☆内容

テーマ 「メディア・リテラシー」

- ・メディア・リテラシーとは
- ・女性は家事・男性は仕事?
- ・メディアが作る女性像
- ・その情報は大丈夫?
- ・変化し続けるメディア
- ・メディアで働く女性達 等

☆主催 竹原市

ぜひ、ご覧ください。

「働き方改革・女性活躍推進セミナー」

☆日時 2025(令和7年)6月19日(木)
14時30分～16時

☆場所 竹原市役所3階 大会議室

☆講師 弁護士法人広島メープル法律事務所
中井 克洋(なかいかつひろ)さん

☆内容 ハラスメント対策

～どのように従業員を守るか～

- ・ハラスメントが及ぼす企業や個人への影響
- ・企業のカスタマーハラスメント対策義務化の背景
- ・クレーム対応とカスハラ対応を見極めるポイント 等

☆事前申し込み不要 入場無料

☆主催 竹原市

人権ふれあい講演会開催

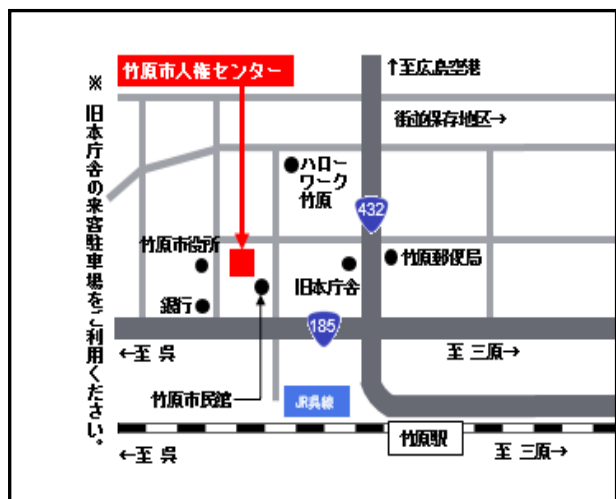
- ・日時 2025年(令和7年)9月21日(日) 13時30分～15時
- ・場所 吉名地域交流センター2階ホール (竹原市吉名町4956-22)
- ・演題 「核兵器をなくすために 私たちにできること」
- ・講師 シンガーソングライター

核政策を知りたい広島若者有権者の会(カクワカ広島)メンバー

瀬戸 麻由(せと まゆ)さん

瀬戸さんのさわやかな歌声とともに、核廃絶の取り組みについて学びましょう。8月に市内公共施設にチラシを設置しますのでご覧ください。多数の参加をお願いいたします。

【竹原市人権センターの場所】



困ったときは、一人で悩まないで 相談してください

☆人権相談

差別・いじめ・いやがらせ等

- ・竹原市人権センター ☎22-7736
(月～金 午前8時30分～午後5時15分)
- ・人権擁護委員による相談
毎月第3水曜日 午前9時～12時
竹原市人権センター(予約不要)

☆DV相談

・竹原市DV専門相談窓口

(竹原市人権センター内) ☎22-7748
(月～金 午前8時30分～午後5時15分)
緊急の場合は110番へ

「竹原市人権センターだより」「人権ふれあいだより」を「竹原市ホームページ」に掲載していますのでご覧ください [竹原市ホームページ] <http://www.city.takehara.lg.jp>